

## eLTAX (エルタックス) の電子申告が利用できます

○初めてエルタックスを利用する方は利用届出 (新規) をご提出ください。

利用届出 (新規) の手続きはエルタックスホームページからできます。

○利用できる税目サービス

- ◎個人市民税
  - ・給与支払報告書 (総括表・個人別明細書)
  - ・特別徴収への切替依頼書
  - ・給与所得者異動届出書等
- ◎法人市民税
  - ・中間申告書
  - ・確定申告書
  - ・修正申告書等
  - ・異動届
  - ・法人設立設置届出書等
- ◎事業所税
  - ・事業所税の申告書等
- ◎固定資産税
  - ・償却資産申告書

詳しくは、エルタックスのホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

### [お問い合わせ先]

個人住民税については、	市民税課 市民税係	(TEL 354-8132)
法人市民税、事業所税については、	市民税課 諸税係	(TEL 354-8133)
固定資産税については、	資産税課 管理償却資産係	(TEL 354-8139)

